

平成28年第5回定例会 千葉市選挙管理委員会会議録

1 日 時	平成29年5月13日(土) 午前10時～午前11時8分					
2 場 所	選挙管理委員会会議室					
3 出 席 委 員	委員長	山本宏行	委員	伊藤 晶		
	委員	千葉通子	委員	松戸敏雄		
4 出 席 書 記	事務局長	原 誠司	事務局次長	船越 俊雄	事務局長補佐	清水公嘉
	管理班主査	宮川総一郎				
5 議 題	議案第10号	地方自治法等における各種直接請求に必要な選挙人の数について				
	議案第11号	選挙期日について				
	議案第12号	選挙長及びその職務代理者の選任について				
	議案第13号	選挙会の場所及び日時の決定について				
	議案第14号	選挙公報の配布について				
	議案第15号	選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について				
	議案第16号	投票用紙の様式について				
	議案第17号	選挙管理委員会委員長の執務場所について				
	議案第18号	選挙運動に関する支出金額の制限額について				
	議案第19号	選挙運動に関する注意事項について				
	報告第14号	候補者及び確認団体の事前審査状況について				
	報告第15号	立候補受付について				
	報告第16号	主な選挙啓発について				
	報告第17号	当選証書付与式について				
6 議事の概要	(1)前回議事録の審査 第4回定例会の議事録を、案のとおり承認した。 (2)議案第10号 地方自治法等における各種直接請求に必要な選挙人の数について 議案第10号については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (3)議案第11号 選挙期日について 議案第11号については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (4)議案第12号 選挙長及びその職務代理者の選任について 議案第12号については、委員長除斥のうえ、委員長を除く全員の異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (5)議案第13号 選挙会の場所及び日時の決定について (6)議案第14号 選挙公報の配布について (7)議案第15号 選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について (8)議案第16号 投票用紙の様式について (9)議案第17号 選挙管理委員会委員長の執務場所について (10)議案第18号 選挙運動に関する支出金額の制限額について (11)議案第19号 選挙運動に関する注意事項について 議案第13号から議案第19号については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (12)報告第14号 候補者及び確認団体の事前審査状況について (13)報告第15号 立候補受付について (14)報告第16号 主な選挙啓発について (15)報告第17号 当選証書付与式について 報告第14号から報告第17号については、原案のとおり承認された。 (○)その他 次回会議の開催は、平成29年5月28日 午後8時と決定した。					

7 会議経過	<p>(1)議案第14号について</p> <p>伊藤委員 選挙公報について、セブンイレブンにも置くとのことだが、市内には何店舗あるのか。</p> <p>事務局 161店舗です。</p> <p>千葉委員 セブンイレブンがかなりフォローしてくれると思うが、新聞購読率が下がっている話を聞くが。</p> <p>事務局 補完措置として公共施設や新聞販売店などに置いているが、短時間で効率的に公報を配布するには、新聞折込がベストとなっている。今年秋から市政だよりが全戸配布になることから、今後検討していく予定です。</p> <p>(2)議案第16号について</p> <p>千葉委員 点字投票は、どのくらいあるのか。</p> <p>事務局 中央区で10票を超える程度、残りの5区は1ヶタとなっています。前回の市長選挙は41票です。</p> <p>千葉委員 全員が投票しているわけではないんでしょうね。</p> <p>事務局 代理投票を選択する場合があると思われるので、全てではないと思います。</p> <p>(3)議案第19号について</p> <p>伊藤委員 通知文の2の特定の建物及び施設における演説禁止について、建物に限定されることになるので、敷地内はいいのか。療養施設については、敷地内も含まれると解するのか。もう1点のぼり旗については、選挙運動用自動車に取り付けてと書いてあるが、運動員が持っていたりするが、これは違反となるのか</p> <p>事務局 特定の建物及び施設における演説禁止については、敷地については、建物に含まれないと解されております。敷地については、管理者の許可を得られれば、演説は可能ということになります。療養施設についても同様になろうかと思います。のぼりについては、選挙運動用自動車に取り付けていないものは、違反ということになります。</p> <p>山本委員長 例えば、千葉医療センターは、駐車場が広いがそこで演説することは可能ということか。</p> <p>事務局 管理者の許可が得られれば、可能ということです。</p> <p>山本委員長 諸注意事項については立候補受付の当日、これを配るということか。</p> <p>事務局 他の通知と一緒に配布します。</p> <p>(4)報告第14号について</p> <p>伊藤委員 飛び込みで立候補の説明があった場合、供託はどうするのか。法務局は開いているのか。</p> <p>事務局 法務局には、通知をしており、午後5時まで供託課を開けてもらっています。</p> <p>(5)報告第15号について</p> <p>伊藤委員 選挙長の職務代理者は、選挙長が席を外した場合には、必ずいなければならぬのか。</p> <p>事務局 立候補の届出者が、常にいるわけではないので、届出者がいた場合には必ずいる必要があります。</p> <p>(6)報告第16号について</p> <p>松戸委員 今回のポスターはどういった所に貼っているのか。</p> <p>事務局 各駅や大学・銀行・高校・市内公共施設などに掲示依頼しています。枚数は3,000枚です。</p> <p>松戸委員 セブンイレブンに選挙公報を置くが、ポスターは貼ってもらえないのか。</p> <p>事務局 選挙公報を置くことをお願いした際に聞いたところ、残念ながら難しいとの回答をもらっています。</p> <p>松戸委員 市内の大学生はどのくらいいるのか。</p> <p>事務局 2万8千人くらいと聞いております。ただし、住民票が置いてあるかどうかは、わかりません。</p>
--------	--

上記のとおり、会議のてん末に相違ないことを確認し、署名する。

平成29年5月28日
